号外

「辺野古達法確認訴訟」

高裁判決は沖縄差別そのもの

一坪反戦通信 2016 9 2

抗議しなければ、沖縄差別に加担

この判決は沖縄差別である。埋め立ては本来、地域の安全や環境を配慮して承認するかどうか決めるべき事項なのに、国防・外交を強調し、法を無視して国のごり押しを正当化した。日本国の安全のために、法律に関係なく沖縄住民は犠牲になれといっているのだ。この判決に抗議しなければ、わたしたちも安倍政権の沖縄差別に加担することになる。

立証なしの政治的判決

地域的優位性や軍事的状況、辺野古が唯一の解決策であるといった県と国で異なる主張を認定するには証拠による立証に基づく事実認定が必要だ。しかし高裁は県からの8名の証人申請を全て却下した。翁長本人尋問だけで認定できるはずがない。民訴法無視の証拠なき政治的判決である。

裁判って何なんだ

適当に書いても問題にならないと見下す

合理的な根拠を示さず、判決を書いている。裁判官がこんな適当な文章を書くということは、現政権がすべての市民を見下しているからだ。適当に書いても大した騒ぎにならないと楽観しているのである。屈辱を感じるべきではないか。

自治体を国の下請け機関にしている

判決は地方自治の本旨を規定する憲法に 違反している。この判決を認めると、今 後日本中の自治体が国の指示に従うだけ の下請け機関にされる。

◇ 判決の問題点 ◇

≪ 法治国家崩壊、人治(独裁)国家誕生

公有水面埋立法も地方自治法も日米安保とは関係ない。つまり、「純粋憲法体系」の法律である。国防・外交を優先して、地方自治を踏みにじることは法解釈上許されない。いくら実質的に日本がアメリカの属国だといっても、法令の順位まで曲げてしまっては、属国以前に法治国家であることを放棄することになる。明治憲法体制への回帰である。

≪ 公有水面埋立法について ≫

この法律はみだりに海岸を埋め立てさせないことを目的としている。つまり、環境保全、災害防止対策が不十分であれば、知事は、相手が国だろうが民間企業だろうが埋め立てさせてはいけないのである。仲井真前知事は承認したが、翁長知事は環境保全、安全対策が不十分として承認を取り消したまでのこと。もちろん、いったん承認した案件を取り消す権限も都道府県知事にある。

1

公有水面埋立法第4条には「都道府県知事は埋立の免許の出願左の各号に適合すと認むる場合を除くの外埋立の免許をなすことを得ず」と規定されている。 そして各号には「1 国土利用上適正且合理的なること 2 その埋め立てが環境保全及び災害防止に付十分配慮せられたるものなること」とある。

≪ 地方自治法について ≫

憲法 92 条には、自治体に関する事項は「地方自治の本旨」に基づいて法律で決めるべきとある。具体的には、自治体の長、議会には憲法上、住民の安全・環境を守るための義務と権限が認められており、さらに地域行政には住民の意思を反映させる必要があるということだ。つまり、地域のことは地域で決めるべきであり、地域の安全や地域住民の意向を無視した国の介入は違法あるいは不当な行為となる(沖縄県知事選、名護市長選、衆・参議員選など直近の選挙で、沖縄住民は辺野古新基地反対の候補者を選んだ)。国と地方が争う場合も、上下関係はなく、「対等性」が求められる。とりわけ 1999 年の地方自治法改正によって、「国と地方は対等・協力関係」が促進されたはずである。判決はこの対等性を無視している。